

平成25年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：高齢介護課
 担当名：介護保険担当
 内線：3258

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B22	市町村介護保険財政支援事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費	
事業期間	平成12年度～	根拠法令	介護保険法第123条、第147条			戦略項目	02	介護の安心	
						分野施策	010201	高齢者が安心して暮らせる社会づくり	
1 事業概要 保険者(市町村)の介護保険給付及び地域支援事業に要する費用について介護保険法に基づき法定負担割合を負担する。 国、県及び保険者(市町村)の拠出金による介護保険財政安定化基金を設置し、市町村への交付・貸付を行う。 所要見込額を下回ったことによる減額 (1) 介護給付費負担金 51,128,877千円 (2) 地域支援事業交付金 1,374,726千円 (3) 介護保険財政安定化基金事業 57,688千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 介護給付費負担金 51,128,877千円 保険者(市町村)が実施する介護保険給付について介護保険法第123条第1項及び第2項の規定により必要な費用を負担する。 (ア) 施設等給付費負担金 17.5% (イ) その他給付費負担金 12.5% イ 地域支援事業交付金 1,374,726千円 保険者(市町村)が実施する介護予防事業等について介護保険法第123条第3項及び第4項の規定により必要な費用を負担する。 (ア) 介護予防事業 12.5% (イ) 包括的支援事業・任意事業 19.75% ウ 介護保険財政安定化基金事業 57,688千円 保険料未納、または見込みを上回る給付費増により財政不足が生じた市町村に対し、県に設置している「介護保険財政安定化基金」を原資として、資金の交付又は貸付を行う。 (2) 事業実績(見込み) ア 介護給付費負担金 法定負担割合を保険者(市町村)へ交付。 61保険者 年4回 イ 地域支援事業交付金 法定負担割合を保険者(市町村)へ交付。 61保険者 年2回 ウ 介護保険財政安定化基金事業 市町村からの申請の基づき必要額を貸付。 貸付保険者：1保険者 (3) 減額理由 見込みを下回ったことによる減額 ア 介護給付費負担金 637,584千円 イ 地域支援事業交付金 203,167千円 ウ 介護保険財政安定化基金事業 375,557千円					
2 事業主体及び負担区分 (1) (国1/4、県1/8、保険料1/2)市1/8 (2) (国1/4、県1/8、保険料1/2)市1/8 (3) (県10/10) 負担区分の詳細は「5 事業説明」のとおり。									
3 地方財政措置の状況 (区分)高齢者保健福祉費 (細目)介護保険費 (細節)介護保険費 (積算内容)介護給付費負担金、介護保険事業費補助金、地域支援事業支援交付金									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.6人=5,700千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	補正後の 予算額
		財産収入	繰入金	諸収入					
決定額	1,216,308	759	374,798				840,751	52,561,291	
現計額	53,777,599	14,912	400,000	18,333			53,344,354		